

東日本大震災により被災された構成員 各位

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵 [公印略]

東日本大震災の被災による
2014年度会費の免除申請について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災により被災された構成員を対象として、2011年度から実施している東日本大震災の被災による会費免除ですが、現在の復興状況を鑑み、2015年度まで継続することが2014年度第1回通常理事会(7月19日開催)にて決議されました。

つきましては、2014年度会費の免除をご希望の方は、下記事項にご留意のうえ、申請手続きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、2015年度会費の免除申請については、次年度あらためてご案内いたします。

被災された構成員の皆さまへ心よりお見舞い申しあげ、一日も早い復興をお祈りしております。

ご不明な点等ございましたら事務局までお問合せください。

記

1. 会費免除の対象と必要書類について

会費納入方法の口座振替移行手続き済みで次のいずれかに該当する構成員を対象といたします。

	会費免除の対象	必要書類について
1	構成員自身が現住所としていた家屋が「全壊」「半壊」または「一部損壊」し、自治体から家屋損壊状況を証明する「被災(罹災)証明書」が交付されている場合。	・自治体から発行された「被災(罹災)証明書」の写し
2	福島第一原子力発電所の事故発生時点で次の対象区域に居住し、その後避難を余儀なくされている者で、自治体から「被災(罹災)証明書」が交付されている場合。 <対象区域>警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点	・自治体から発行された「被災(罹災)証明書」の写し

※事務局より申請者の現在状況をお電話等でお伺いすることがございます。
あらかじめご了承ください。

2. 提出書類

- 1) 東日本大震災の被災による2014年度会費の免除申請書(会費免除申請書)【別紙】
- 2) 自治体が発行する被災(罹災)証明書のコピー等(前項「必要書類について」参照)
※過年度において会費免除申請をされた方については、証明書類を省略することができます。

3. 申請期間

2014年8月25日(月)～2015年2月28日(土)(当日消印有効)

4. 送付先

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7F
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局宛

5. その他

- 1) ご申請につきましては、その都度、直近の理事会で審議し、個別に結果をお知らせいたします。結果通知書は、理事会終了後1週間をめぐりに事務局より発送いたします。

【参考】

申請書到着日	理事会日程	理事会	審議結果発送日 (予定)
2014年10月2日(木)まで	10月中旬	第6回臨時理事会(書面等表決)	10月下旬発送
2014年11月6日(木)まで	11月中旬	第7回臨時理事会(書面等表決)	11月下旬発送
2014年11月26日(水)まで	11月28日(金)	第8回臨時理事会	12月上旬発送
2015年1月15日(木)まで	1月下旬	第9回臨時理事会(書面等表決)	2月上旬発送
2015年2月5日(木)まで	2月中旬	第10回臨時理事会(書面等表決)	2月下旬発送
2015年2月28日(土)まで (消印有効)	3月7日(土) 8日(日)	第2回通常理事会	3月中旬発送

- 2) 申請前にすでに2014年度会費を納入され、かつ、会費免除が決定した構成員については、2014年度会費をご返金させていただきます。別紙の該当欄にてお知らせください。

※今年度は次年度会費への充当は承っておりません。ご了承ください。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会(担当:小澤、湯田)

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail: office@japsw.or.jp